

会 費 規 程

一般社団法人 神奈川県経営者協会

- 第1条 協会定款第7条に定める会費に関しては、この規程によるものとする。
尚、会費は人件費及び管理費に使用する。
- 第2条 会費は毎年2回に分納することとし、4月・10月に徴収するものとする。
一旦納付した会費は退会、その他理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 第3条 会計年度の間において入会する会員の会費は入会した月を含め月割計算し徴収するものとする。
- 第4条 会費は均等割、従業員割および資本金割の合計額とし、それぞれ別表1・2・3の金額とする。
2. 第1項の合計額が前年の合計額と比べて±20%以内の場合は、据え置きとする。
3. 会員にやむを得ない事情があるときは、原則として(2年間程度を限度として)均等割会費を払い込むものとする。
- 第5条 役員は、別表4に定める役員会費を負担するものとする。

別表1 均等割

均等割	(年額)44,000円	会員1事業所当たり
-----	-------------	-----------

別表2 従業員割

号 別	従 業 員 数				会費(年額)
1	50	人未満			12,000 円
2	50	人以上	100	人未満	32,000
3	100	〃	200	〃	48,000
4	200	〃	300	〃	62,000
5	300	〃	400	〃	78,000
6	400	〃	500	〃	84,000
7	500	〃	700	〃	100,000
8	700	〃	1,000	〃	118,000
9	1,000	〃	2,000	〃	148,000
10	2,000	〃	3,000	〃	188,000
11	3,000	〃	5,000	〃	228,000
12	5,000	〃	10,000	〃	268,000
13	10,000	〃	15,000	〃	310,000
14	15,000	〃	20,000	〃	348,000
15	20,000	〃	30,000	〃	388,000
16	30,000	〃		〃	478,000
特別会費					別途協議

別表3 資本金割

号別	資本金				会費(年額)
1	1,000	万円未満			— 円
2	1,000	万円以上	3,000	万円未満	8,000
3	3,000	"	5,000	"	14,000
4	5,000	"	1	億円未満	20,000
5	1	億円以上	2	"	31,000
6	2	"	5	"	43,000
7	5	"	10	"	59,000
8	10	"	20	"	80,000
9	20	"	50	"	108,000
10	50	"	100	"	140,000
11	100	"	200	"	184,000
12	200	"	300	"	240,000
13	300	"	500	"	302,000
14	500	"	1,000	"	426,000
15	1,000	"			488,000

備考：協会加盟事業所の従業員数が、全社従業員数と80%未満の場合は、次の算式によって求めた「基準資本金」に相当する会費を適用する。

$$\text{資本金} \times \frac{\text{加盟事業所従業員数}}{\text{全社従業員数}} = \text{基準資本金}$$

(例) 12億円 \times $\frac{180 \text{ 人}}{1,800 \text{ 人}} = 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円 (5号)}$

別表4 役員会費(等級別会費)

号別	役員名	会費(年額)
1	会長	100,000 円
2	副会長	50,000 円
3	監事	20,000 円

※出向者・派遣等人的支援のある場合などは、別途協議

(第1版 昭和54年5月)
(第2版 昭和57年5月)
(第3版 平成元年5月)
(第4版 平成7年5月)
(第5版 平成25年4月)
(第6版 平成26年4月)
(第7版 令和元年10月)
(第8版 令和7年10月)

一般社団法人 神奈川県経営者協会
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地(産業貿易センタービル7階)
電話045-671-7060 FAX045-671-7087